

受付番号： 2021-1-1050

課題名：心臓病診察シミュレータを用いたアウトカム重視型学習プログラムの開発

1．研究の対象

2010年9月から2012年12月に行った東北大学医学部医学科4年生の学生を対象とした臨床修練（2次）において、心臓病診察シミュレータを用いた聴診テストを受けられた方

2．研究期間

2013年9月（倫理委員会承認後）～2023年3月

3．研究目的

臓聴診法は最も基本的な身体診察法の一つである。近年、心臓病診察シミュレータが実習に導入されるようになったが、その有効な利用法は確立していない。医学科4年生の学生を対象とした臨床修練（2次）において、（1）成績には一切関係がないこと（2）学生が自らの到達度を確認するために行うこと（3）教員がより良い授業を開発するために行うことを話した上で、心臓病診察シミュレータを用いた聴診テストを行った。この結果を詳細に解析することにより、より効率的な学習方法を開発することを目的とする。

4．研究方法

2010年9月から2012年12月に行った医学科4年生の学生を対象とした臨床修練（2次）において、心臓病診察シミュレータを用いた聴診テストを行った。この結果から個人情報（氏名、学籍番号）を除いたデータ（連結可能匿名化）を詳細に解析することにより、より効率的な学習方法を開発する。改善された学習方法を平成25年以降の臨床修練（2次）に生かし、アウトカムとしての聴診テストの結果が改善するか否かを明らかにする。

5．研究に用いる試料・情報の種類

2010年9月から2012年12月に行った医学科4年生の学生を対象とした臨床修練（2次）において実施した心臓病診察シミュレータを用いた聴診テストの結果（紙媒体）等

6．外部への試料・情報の提供

該当なし

7．研究組織

本学単独研究

8．お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、
研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、聴診テストの結果が当該研究に用いられることについて研究対象者の方、もしくは
その代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先ま
でお申出ください。その場合でも研究対象者の方に不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否される場合の連絡先：

〒981-8551 仙台市青葉区国見 6・4 5・1

東北文化学園大学（東北大学名誉教授）

加賀谷 豊

電話：022-233-3310

または

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1・1

東北大学病院医療安全推進室 田畑雅央（研究責任者）

電話：022-717-7561

個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8．お問い合わせ先」

注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研
究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当
該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求

することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

法令に違反することとなる場合